

返還に関する留意事項

【返還となる事項】

借受人が次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。）は、すでに借受けた訓練促進資金について、県社協会長が指示する金額を返還しなければなりません。

- 1 貸付が取り消されたとき。
 - ・養成機関を退学したとき
 - ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ・貸付を辞退したとき
 - ・死亡したとき
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給を受けなくなったとき（在学中に再婚したとき、子が20歳に達したとき等）
 - ・虚偽又は、その他不正の方法により訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
 - ・その他、本事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 借受人が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に三重県内に於いて、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- 3 借受人が、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 5 やむを得ない事由がなく、養成機関修了年度の資格試験を受験できなかったとき
- 6 養成機関を修了した翌年度の資格試験を受験できなかったとき、または合格できなかったとき

【返還期間・月額・回数】

返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して、会長が定める期間（返還債務の履行の猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を一括、月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければなりません。訓練促進資金を貸付の目的以外の目的に使用したとき等、県社協会長が判断したときは、返還債務の全部又は一部の額について、一回払い返還請求をする場合があります。なお、均等払いの場合、途中で繰上げ返還しても構いません。

また、返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から半年間のうちに返還を開始し、最長5年を限度に返還します。

※上記の返還期間による返還が困難な場合には、本会会長が個別の事例ごとにその内容を精査して認めた場合、生活に支障をきたさない範囲で更に長期の返還期間を設定することもできます。

※裁量免除の額は、資格業務に1年以上従事した期間を5で割った数値を、貸付額にかけて得た額です。

（1,000円未満切り捨て）尚、資格業務に従事した期間が1年未満の場合は全額返還となります。

※従事期間の計算は、取得した資格が必要な業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数。業務従事期間が0ヶ月の場合、返済免除額は0円です。

※返還期限を過ぎて返還を怠りその額が返還月額²ヶ月分に達した時は、当然に期限の利益を失い、その時における残元金・利子及び延滞利子を一括で直ちに支払うことになります。

【返還の手続き】

借受人は、返還理由が生じたら速やかに返還計画書（第10号様式）を県社協会長に提出して下さい。この返還計画書で返還方法や返還期間を計画していただきます。

県社協会長は、提出された返還計画書に基づき、返還額及び返還期間を決定したのち、返還計画通知書を作成し、借受人及び連帯保証人に通知します。

【返還方法】

返還金は、県社協会長が指定する口座への入金です。金融機関備え付けの振込用紙を使用し、振込の手数料は負担して頂きます。口座振替は利用できません。

【利子】

<貸付利子>

借入契約時に連帯保証人を立てていない場合は、返還計画決定時点で返還額に対して別途、貸付利子（年1%）が生じます。

<延滞利子>

連帯保証人の有無に関わらず、返還すべき日までに返還完了しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額（残返還額）に対して、年3.0%（令和2年3月31日以前の貸付決定分は5.0%）の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。（延滞利子の計算については、年365日として計算します。）